

## 電事連会長 定例会見要旨

(2013年5月17日)

電事連会長の八木でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日、私からは「今夏の電力需給見通しと節電のお願い」、ならびに「原子力新規制基準等への意見提出」の2点について申し上げます。

### 1. 今夏の需給見通しと節電のお願い

まず「今夏の電力需給見通しと節電のお願い」について申し上げます。電力各社は、4月9日に、今夏の需給見通しを国へ報告いたしました。その後、「電力需給検証小委員会」における検証を経まして、4月26日に、政府として、今夏の需給対策がとりまとめられたところでございます。

今夏の需給見通しは、皆さまの多大なるご協力により定着しております。節電を前提とさせていただいております。こうした節電の取り組みが、国民生活や経済活動等への影響を極力回避し、無理のない形で確実に行われるよう沖縄を除く9電力のエリアにおきまして、7月1日から9月30日までの平日に、「数値目標を伴わない節電」として要請されることになりました。

国民の皆さまには、大変なご不便とご迷惑をおかけすることになり、誠に心苦しい限りでございますが、無理のない範囲での節電に、引き続き、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

一方、現時点で原子力の再稼働時期を明確に見通すことが難しい中、立ち上げた休止火力の活用、火力の定期検査時期の調整など、各社において、最大限の供給力の積み増しを行っている現状を踏まえまして、今回の需給対策では、大規模な電源脱落等の計画外リスクにより、万が一、電力需給がひっ迫するような場合に備えた対策も示されております。

私どもといたしましても、何としましても安定供給を全うできるよう、引き続き

き、発電設備等の保守・保全をしっかりと行っていくことに加えまして、随時調整契約等の活用など、需給両面において、考え得る最大限の取り組みを行ってまいり所存でございます。

なお、電力需給に関連しまして、資料 1 として、2012 年度の電源別の発電電力量構成比のグラフを配布させていただいております。

まず、原子力発電につきましては、平常時では概ね 3 割程度で推移しておりましたが、ご案内の通り、大飯発電所 3・4 号機に続くプラントが再稼働に至らず、2012 年度は 1.7% と大幅に低下しております。

一方、火力発電につきましては、平常時には、火力トータルで概ね 6 割程度で推移しておりましたが、2012 年度は 9 割近い値となっております。燃料種別ごとの内訳といたしましては、LNG が 42.5% と最も多く、続いて石炭の 27.6%、石油等の 18.3% となっております。

これに伴い、化石燃料の消費量は大幅に増大しておりまして、10 社合計の火力燃料費は、2010 年度の約 3.6 兆円から、2012 年度は 2 倍近い約 7 兆円となっております。

このように、コスト負担の面でも大きな影響が出ておりますことから、多くの電力会社において、苦渋の決断ではございますが、電気料金値上げのお願いをさせていただいているところでございます。

しかしながら、電力を安定的に、少しでも低廉にお届けすることはもとより、地球温暖化問題への対応という観点におきましても、原子力発電の果たす役割は大変大きく、私どもといたしましては、安全が確認されたプラントにつきましては、速やかに再稼働させていただけますよう、引き続き、全力を挙げてまいり所存でございます。

## 2. 原子力新規制基準等への意見提出

次に「原子力新規制基準等への意見提出」について申し上げます。[資料 2](#)といたしまして、5月10日に提出いたしましたパブリックコメントを配布いたしております。全体につきましては、後ほどご確認いただければと思いますが、本日私からは、主な項目として3点申し上げたいと思います。

1点目は、「バックフィット手続き」についてでございます。新基準への適合性確認に関わる手続きにつきましては、事業者が申請する設置許可等により審査がなされる案が示されております。これは、今後のバックフィット手続きにおいても同様とされております。

事業者といたしましては、適合性確認に必要な手続きにつきまして、準備が整い次第速やかに行わせていただく所存でありますので、原子力規制委員会におかれましても、安全確認がされない状況が長期にわたることのないよう、効率的に新基準への適合性確認を行っていただき、運転継続や再稼働の可否についてご判断いただきたいと思いますと考えております。

2点目は、「多様な専門家意見を基準へ反映する仕組み」についてでございます。地震をはじめとした、不確かさが大きい自然現象の見極めにつきましては、高い専門性が要求され、科学的・技術的に偏らない判断が必要となります。したがって、多様な専門家意見を中立的に規制基準に反映したり早い段階から、関係するステークホルダーとの議論を行うような仕組みを整備していただきたいと思いますと考えております。

3点目は、「安全目標に基づく規制の高度化」についてでございます。このたびの新基準に伴い、原子力規制委員会から安全目標が示されておりますが私どもといたしましても、この安全目標のもと、リスク評価を積極的に行い継続的な安全性向上に取り組んでまいり所存であります。原子力規制委員会におかれましても、規制基準やその運用につきまして、この安全目標との整

合性や合理性が保たれるよう、規制の高度化をお願いしたいと考えております。

このたび、パブリックコメントという形で意見を申し上げるのは二度目になりますが、私どもいたしましては、安全を確保するという、規制側とも共通の目的を達成するため、今後とも、運転経験に基づく知見やデータ等を積極的にご提供させていただくとともに、継続的なコミュニケーションをお願いしたいと考えております。

また、7月に施行されます新基準を確実にクリアすることはもとより、事業者自らが不断の努力を重ね、引き続き、更なる安全性・信頼性の向上に取り組むなど、原子力の安全確保に全力を尽くしてまいります。

なお、最後になりますが、日本原電・敦賀発電所の破砕帯問題に関しまして、一昨日、有識者の評価会合が開催され、「耐震設計上考慮する活断層である」という報告書がとりまとめられました。今後、原子力規制委員会において、ご判断されることとなっております。

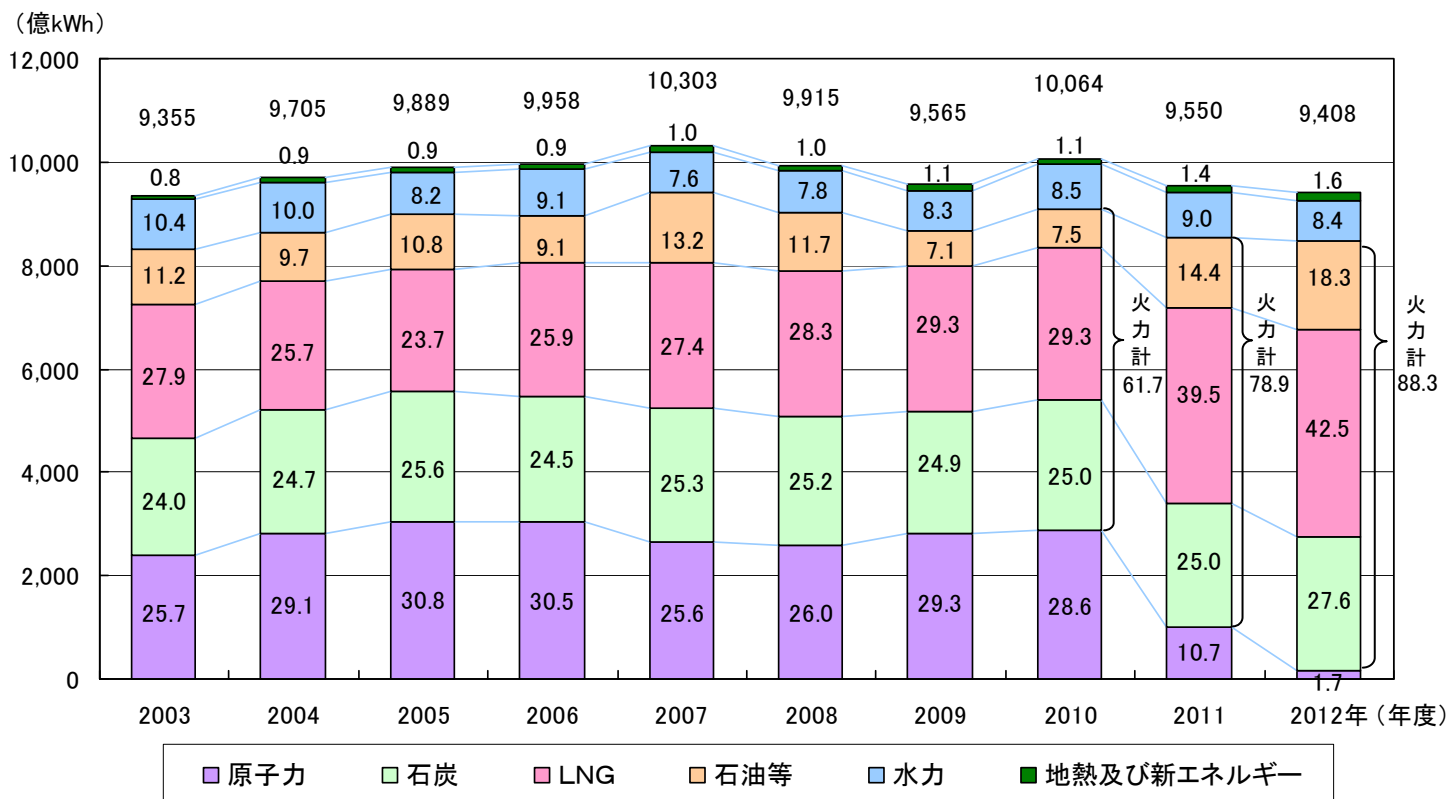
一方で、日本原電は、6月末までに追加調査を行い、活断層ではないという主張を実証していくとの考えを示されておりますので、原子力規制委員会におかれましては、その結果もしっかりと受け止めていただきまして、科学的・技術的な見地から十分な議論を行い、あらためて結論を出していただきますよう、ぜひともお願い申し上げます。

本日、私からは以上です。

以 上

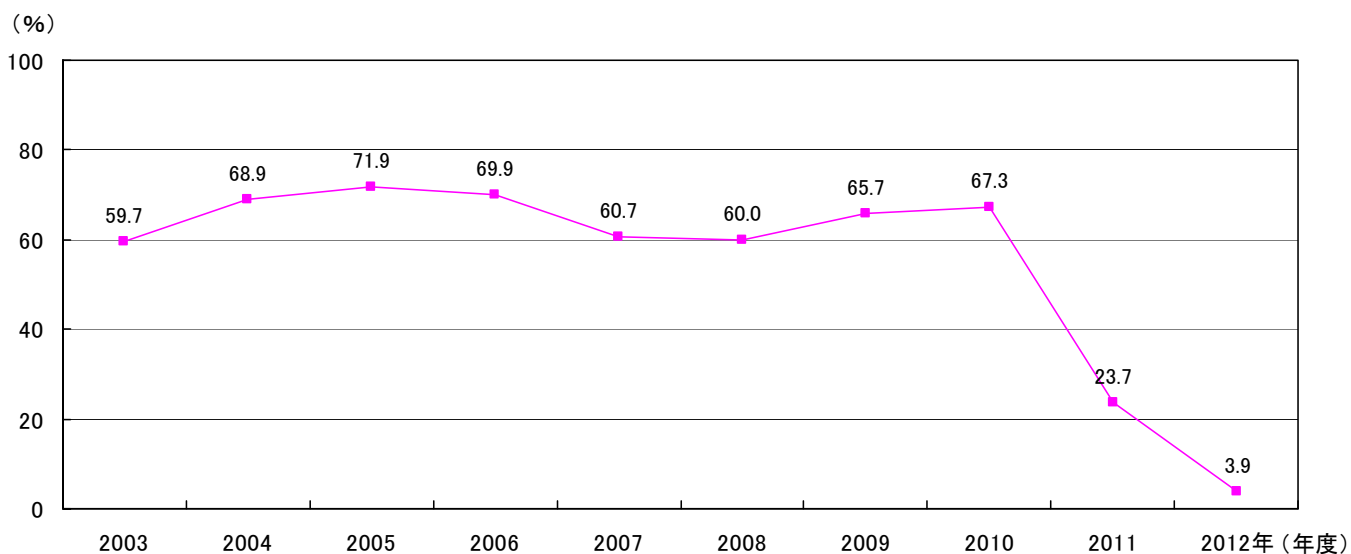
2013年5月17日  
電気事業連合会

## 電源別発電電力量構成比



(注) 10電力計、他社受電分を含む。石油等にはLPG、その他ガスを含む。  
グラフ内の数値は構成比(%)。四捨五入の関係により構成比の合計が100%にならない場合がある。

## 原子力発電所設備利用率



(注) 日本原子力発電(株)を含む。

2013年5月10日に電気事業連合会が原子力規制委員会に提出したパブリックコメント

## 「原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等 に関する規則（案）等」に対する意見について

2013年5月10日  
電気事業連合会

### 【要旨】

安全確認がされない状況が長期にわたらないよう、効率的に規制基準への適合性確認を行うこと等が重要。

### 【意見／理由】

「原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（案）等」全体について

#### （1）バックフィット手続きについて

- 停止中のプラントの再稼働については、事業者が申請する設置変更許可等により新規規制基準への適合性を原子力規制委員会が確認する案となっており、これは、今後のバックフィット手続きにおいても同様とされている。
- 安全確認がされない状況が長期にわたらないよう、原子力規制委員会は、効率的に新規規制基準への適合性確認を行い、運転継続・再開の可否について判断することが重要である。
- 具体的には、大飯3・4号に対する事前確認の実績を最大限活用し、類型プラントについては共通事項を一括確認するとともに、必要に応じ、審査体制を強化することが考えられる。
- なお、諸外国においては、関係者との十分なコミュニケーションのもとプラントの設備や運用の実態・リスク低減効果・緊急性などを踏まえ、合理的に実行可能な範囲で、適切な経過措置期間を設けた上で運転を止めることなく、バックフィット手続きを進めることが通例である。

#### （2）多様な専門家意見を基準へ反映する仕組みについて

- 不確かさが大きい自然現象（地震など）の規制における扱いについては、高い専門性が要求され、科学的・技術的に偏らない判断が必要とされることから、多様な専門家意見を中立的に規制基準に反映することや早い段階からステークホルダーとの議論を行う仕組みを整備することが重要である。
- こうした専門家意見を規制基準へ反映する仕組みについては、米国 NRC において文書化<sup>(※)</sup>されている良好事例がある。我が国の規制においても、規制の透明性・予見性を向上させるため、このような仕組みをあらかじめ文書化すべきと考える。（※NRC 報告書：NUREG/CR-6372）

### (3) 最新の知見の規制基準への反映について

- 原子力規制委員会において、例えば基準地震動の策定方法に関して、最新のデータの規制基準への取込みが検討されているが、最新の知見として規制基準に反映するには、継続的なデータ収集が必要なものやデータ整理に時間を要するものが含まれている。
- 適切な審査を行うためには、十分に整理されたデータに基づいて判断することが必要と考える。従って、整理されていないデータについては、収集されたデータが吟味され、整理が十分行われるまでは審査に用いるべきでなく、審査とは切り離し、継続的に検討されるべきものとする。

### (4) 安全目標に基づく規制の高度化について

- 今回示された安全目標のもと、事業者は確率論的安全評価などのリスク評価を積極的に行い、継続的な安全性の向上に取り組んでいきたいと考えている。
- 原子力規制委員会においては、規制基準やその運用について合理性・整合性が保たれるよう、安全目標を有効に活用した規制の高度化を行うことが重要と考える。また、米国の取組みを参考に、その方法については文書化しておくことが望まれる。
- なお、今回の議論の基礎となった旧・原子力安全委員会の「安全目標に関する調査審議状況の中間とりまとめ」においても、安全目標は「規制活動の合理性、整合性といった各種規制活動の全体にわたる判断の参考とすることから適用するのが適当である」とされている。

### (5) 設置許可等の標準処理期間について

- 標準処理期間を定める内規において、設置許可については、案件によらず一律「2年」とされており、従来の原子炉施設の新增設案件と同じ期間となっている。
- 従来の安全審査内規では、審査案件毎の大まかな審査期間（新增設に係るものは約2年、既に審査経験があり専門委員の意見を聴く必要のないものは約6ヶ月など）が定められていたが、今回示された内規の中には審査案件毎の定めがなく、不明確な状況にある。
- このため、審査案件毎の処理期間を明確にすべきと考える。その際、原子力安全委員会によるダブルチェックが廃止されたことを考慮して、新增設に係るものは1年、既に審査経験があるものなどは3月とすべきである。また、標準処理期間で処理できない場合は、延長の期間と理由が示されることとすべきである。
- また、保安規定認可の標準処理期間については、運転期間等に係る変更を除き一律「6月」とされている。これについては、これまでの審査実績や安全性向上の取組みを早期に行うべきであることを踏まえると3月とすべきである。

以上